

認知症検診推進事業 ～もの忘れ予防検診で認知症の予防・早期発見を～

1 事業の目的

認知症に関する正しい知識の普及を図るとともに、対象となる方に認知症検診を実施することにより、認知症の予防・早期診断・早期対応をすすめます。

2 これまでの取組

令和2年度には認知症の普及啓発として、70歳～79歳の方に認知症ガイドブックを送付しました。

3 もの忘れ予防検診

(1) 対象者

4月1日時点で70～80歳の方で、「自分でできる認知症チェックリスト」の合計点が基準以上となった方で検診を希望する方（※認知症と診断されている方を除く。）

(2) 検診の内容

MMSE（認知機能検査）を実施し、その結果、認知機能障害の疑いのある方には、専門医療機関での精密検査を勧奨し、早期診断（鑑別診断も含む。）をすすめ、また、疑いのなかった方についても、認知症予防の取組につなげてフォローしていきます。

(3) 実施時期

令和3年10月～令和4年2月（予定）



【問い合わせ先】 健康福祉部 高齢者支援課（TEL：042-420-2811）

資料のポイント

(計画上の位置づけ)

- ・西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）

認知症の可能性のある方を早期に発見し、適切な支援につなぎ、認知症と診断された後も自分らしく生活できるような体制を構築します。

(事業等の効果)

- ・受診することで認知症の早期診断につながります。また、他の疾患で認知機能低下が生じている場合には、改善できる可能性があります。MCI（軽度認知障害）の発見にもつながり、認知症の発症を予防できる可能性も高まります。

(今後の展開)

- ・認知機能低下の可能性のある方を把握した際に検診につながりやすくするよう関係機関に周知を行います。また、予防の取組等の事後の支援についても西東京市医師会と連携し、取り組みます。
- ・検診ができる医療機関を増やし、かかりつけ医が通院患者の認知機能低下に気づき、適切な支援につなげる体制づくりに取り組みます。

(26市の状況)

- ・令和2年度：3市実施
- ・令和3年度：7市実施（予定を含む。）